

**介護予防訪問サービス、介護予防短時間通所サービス、介護予防ケアマネジメントにおける  
地域リハビリテーション関係加算 Q&A**

**拠点事業における支援について**

**Q23** 加算の対象にならない場合でも、地域リハビリテーション支援拠点へ相談をすることはできますか。

A 加算を算定しない場合でも、新規利用者や退院退所者に関する相談をお受けします。